

宇都宮市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 すべての地域住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害を理由とする差別（以下、「障害者差別」という。）を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条の1に基づく協議機関として、宇都宮市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 障害者差別の解消に係る関係機関の情報や課題の共有、及び連携に関すること。
- (2) 地域における障害者差別の解消を推進するための取組に関すること。
- (3) 障害者差別の解消に関する周知啓発に関すること。
- (4) 栃木県が障害者差別解消を推進するために設置する協議会等への情報提供及び連携に関すること。
- (5) その他障害者差別の解消の推進に関して協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、宇都宮市障害者自立支援協議会の構成員に次に掲げる者を加えて組織する。

- (1) 宇都宮市医師会の代表者1名
- (2) 宇都宮商工会議所の代表者1名
- (3) 宇都宮市内交通事業者の代表者1名

(会議)

第4条 協議会に会長を置く。

- 1 会長は委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会議を招集するとともに会務を総理する。
- 3 会長は、会議内容等により出席する委員を特定することが適当と認めるときは、特に指名した委員をもって協議会を開催することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の委員は議事を提出することができる。

6 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する職務代理者がその職務を代理する。

7 委員は、やむを得ない事由により、会議に出席することができないときには、委員の指名した者を代理人として出席させることができ、会議においては、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、宇都宮市保健福祉部障害福祉課に設置する。庶務は、事務局において処理する。

(謝金)

第6条 委員又はその代理人（国、県及び市町の職員であるものを除く）が協議会に出席した場合には、別に定めるところにより、その者に対し謝金を支給する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会に出席した者は、協議会の事務に関して知り得た秘密及び会長が指定した事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から適用する。